

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三十七号

議 録 第三十七号

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君
理事 木野 晴夫君
理事 藤井 勝志君
理事 廣瀬 秀吉君
理事 竹本 孫一君
上村千一郎君
奥田 敬和君
倉成 正君
坂元 親男君
中川 一郎君
坊 秀男君
村田敬次郎君
吉田 重延君
阿部 助哉君
藤田 高敏君
貝沼 次郎君
谷口善太郎君

小此木彦三郎君
木村武千代君
佐藤 守良君
地崎宇三郎君
中島源太郎君
松本 十郎君
毛利 松平君
吉田 実君
佐藤 観樹君
山中 吾郎君
寒川 喜一君

大蔵 大臣 水田三喜男君
大蔵政務次官 田中 六助君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員外の出席者
大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動
六月九日
辭任 補欠選任
中川 俊思君 佐藤 守良君
森 美秀君 小此木彦三郎君
小林 政子君 谷口善太郎君

同日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十七号 昭和四十七年六月九日

辭任

小此木彦三郎君 森 美秀君
佐藤 守良君 中川 俊思君
谷口善太郎君 小林 政子君

補欠選任

六月九日

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外四名提出、第六十五回国会衆議院第三四号)の撤回許可に関する件
は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外四名提出、第六十五回国会衆議院第三四号)の撤回許可に関する件
貸金業者の自主規制の助長に関する法律案起草の件
国際経済環境の改善に資するための乗用自動車に対する物品税の特例に関する法律案(内閣提出第五号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。
通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○齋藤委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
通行税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 おはかりいたします。
第六十五回国会より継続審査となっており藤井勝志君外四名提出の、貸金業者の自主規制の助長に関する法律案につきまして、提出者全部より撤回の申し出があります。

これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○齋藤委員長 次に、貸金業者の自主規制の助長に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、かねてより理事会等において御協議願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○齋藤委員長 まず、本起草案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。
本起草案は、貸金業に対する特別法を制定し、貸金業を行なう者の自主規制を助長するため、その団体及び庶民金融業者の名称の使用について必要な事項を定め、もって貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、次の措置を講じようとするものであります。

まず第一に、貸金業者は都道府県の区域ごとに庶民金融業協会を設立することができることとし、また協会は、全国を単位として全国庶民金融業協会連合会を設立することができることとしております。

第二に、庶民金融業協会の会員は、貸金業を行なうについて法令を順守するとともに、顧客に対し、政令で定める金利以下の金利により資金を提供し、業務を適正に運営するようつとめなければならないこととしております。

第三に、協会は、貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、必要な調査、指導、連絡、勧告、その他の業務を行ない、また会員名簿を備えて一般の閲覧に供しなければならないこととし、さらに同協会連合会は庶民金融業協会の運営に関する連絡調整を行なうこととしております。

第四に、都道府県知事は、同協会に対し必要な報告を求め、または必要な指導、助言、勧告及び監督上必要な命令をすることができることとしております。

最後に、庶民金融業協会に入会していない者は、庶民金融業者の名称またはこれに類似する名称を使用してはならないこととし、この規定に違反した者には罰金を課し、さらに悪質の者には業務の停止等を行なうこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及びその内容であります。

す。そこで本来ならば四十七年度の税制改正の際に、自動車の物品税だけでなく物品税全体としての見直しの案を立案いたしまして御審議をお願いすべきものであったと思っておりますが、これまた私どもの準備不足のために間に合わない事態に立ち至ったわけでございます。そこで一方自動車のほうの物品税の問題は、主として日米関係と国際間の話し合いということに関連して起こってまいりましたので、これを延ばすことができないという事情になりまして、いわばアンパランスと申しますか、ややかつこうの悪いことになってきておるわけです。

しかしながら、各方面からは、それはそうとはいえ、しからば事務的に間に合わなかつたとはいうのはかりに認めるとしても、それでは次の非常に早い機会に何らかの形で物品税の全面的見直しをやらなければ、自動車の物品税の改正だけしてほかのものは見直しというのではいかにもおかしいではないかという御議論があり、まさにそれはそのとおりであると思えます。しかも物品税の改正ということになりますと、課税対象をどのようにするかということ、税率をどうするかという点に限りてまいらると思っております。前の二点は法律事項でありますけれども、あとの一点は、政令で定められることになっておりますので、できるものを漫然とおくらせるといふのも適当でないという御意見がございまして、そういうことであるならば、法律をもってしなければ処理のできない課税対象の問題と税率の問題については次のなるべく早い機会に法案改正の形で御審議をお願いすることとして、政令でもって処理し得る免税点だけについて一日も早く処理をする。ただし、そういうことの必要性が迫られましたのは、第一の背景としては、物品税の改正が非常に長い間行なわれていないということによるものではございませんけれども、直接の契機は何と申しましていただいま御審議をお願いしております自動車の物品税の特例法との関連でございまして、やは

り自動車の物品税の特例法が成立をして、それを実施するのであれば、せめて免税点だけは行なう。そうでなければ、他の課税対象や税率問題と免税点は相互に関連があるわけでございまして、次の機会まで待っていただくということにするという考え方をさせていただきます。

たいへん長々と申し上げましたが、一言で言ってしまうと、特例法が成立すれば一割の免税点の改正を行なうてはどうか。そうでなければ、むしろ物品税全体の見直し時期と免税点をあわせて行なうたいというところでございまして。

○阿部(助)委員 ある意味ではたいへん正直なお答えなんで質問がしにくいみたいなきがするのですけれども、日米の関係でこれをやらざるを得ない、こうおっしゃるのでたいへん正直なお話だと思っておりますが、私は少し次元が、関連なしとはいわないけれども、次元がちょっと違うのじゃないかと思っております。大体税制というものは、これはやっぱりその国その国で独自の判断で、その国の実情に応じてきめるのがたまたまだと私思うのですよ、ところが今度の場合は、アメリカに要求をされて自動車の税金を下げる。だからやらねばいかぬということになると、日本の税制自体の独立の問題、税制のあり方の基本的な問題や考え方が政府当局は狂っておるのじゃないか。これはあなたを責めるよりも、私は大臣にこの点だけをお伺いしたい、こう思ったのですけれども、大臣お出かけになりましたし、たいへん残念でありますけれども、私は何か次元が違うのではないか。それは関連がないとは言わなければならないけれども、次元の違う問題をからみ合わせて、この法律が成立しなければこれはあと回しにするのだ、成立させるならばこれをやりなすというところは、これはどうも私はすっきりしない、次元の違う問題をごっちゃにしてやってきておるといふ感じを受けるのですが、どうもその点私はすっきりしません、どうなんですか。

ただいま御指摘のように、自動車の物品税について、いろいろな事情があるにせよ、これを直すというところは税の体系の問題としては好ましくないというのには御指摘のとおりでございます。ただ私どももいたしましては、この問題は何も急に昨年になって起こってきたわけではございませんで、非常に長い間の懸案事項であったわけでございます。同時に、税の担当者の立場からいたしましては、日本の対米輸出の問題、特に自動車はやはり輸出産業中かなりウェートの高いものでございまして、自動車の輸出があるいはわが国自動車産業の問題として考えました場合に、こちらから向こうへの輸出の台数が非常に多いということ、それから特に、大型の車は別でございまして、最近アメリカ側で開発されました比較的小型の車をアメリカサイドは日本側に持ってきたという希望をたいへん強く持っておりますが、現行物品税法上では、規格の定め方の関係上からやはり三割なり四割なり高い税率がかかってしまうという問題がありまして、私どももいたしましては自動車の輸出入、さらに自動車産業全体のあり方等との関連においては、ある程度今回の改正をやむを得ないものというふうにご理解していただいております。

○阿部(助)委員 税務当局としてはこれはたいへん苦心の末、苦勞をしておられるというのがいたる御答弁でわかるのですが、わかるのだけれども、やはり税というものは幾つかの公平の原則であるとか大事な原則があるので、それを踏まえておやりにならないと、これからますます税が混乱してくると私は思っております。そういう点で、申し上げるのだが、いまの御答弁を聞いておりました、幾つかの矛盾というか、私たち何としても不可解な面を感ずる。

まず、アメリカに言われたからこの自動車の問題をやらうとおっしゃる。そしていざ早く機会に物品税の手直しをしなればいかにぬから、そのときこれを一緒にやる。何もこれが通らなくと

も、独立にやるということにはまた私たち問題は
あるのです、あるけれども、手直しをするなら手
直しのできるものは早くやる、何もこの自動車の
これが通る、通らないは、別にしておやりになら
ねばいかぬ。問題はおやりになればいいのであつ
て、これとしゃにむにませる必要が一体どこ
にあるであらうかということ。第三点には、いま
のお話のアメリカが希望しておる大型車なるとい
うのは普通の人は買えない。また狭い道路の日本
ではあんな大型を一般の国民が買うとは思えない
のです。しかも自動車のこれを下げて、日本の
自動車も下げていくということが、いまの公害の
問題とからめてはたしてこれがいいのか悪いの
か、こういう論議も私はやはり出てこようと思つ
ます。税金を下げるということだけでなしに、
いまの自動車のこのような——東京都は毎日のよ
うに、天気さえあれば光化学スモッグが出てく
るといふような時代に、一体自動車の税金を下げる
ことがはたしていいのか悪いのか。しかも特に
アメリカの大型車なんというものは一般には買
うわけではない、たいへんに担税力のある人たちだ
けが買うという点からいって、ここにもまた問題
があるわけでありまして、その点は局長のほうも
十分承知の上でおやりになることなのでしょう
が、無理を承知の上でこの法案を出されたよう
でありますので、あまりそのことだけを私、追及は
しません。

もう一つ問題なのは、先ほどお話がありました
し、皆さんの出した文書に書いてある「今後の税
体系において少くとも現状程度のウェイトは維持
されるべきである」というような直間比率の問題
を提起しておるわけでありませぬけれども、なぜこ
の直間比率がこれほど開いてきたのか。これはも
う皆さんの出した表を見てもはつきりしておりま
すのは、大体高度成長政策が行なわれ、高度成長
が進むに従つてこの直接税のほうにウェイトを大
きな部分を占めておるわけですね。間接税の
金額が減つてきておるわけではなく、これもなだ
らかではあるけれども増加はしておる。けれど

も、それにしても急激な直接税の伸び率というも
の、まあ弾性値が非常に高いですからこの伸び率
というものが直間比率を開いた、裏返しに言うな
らば、所得税の税が重過ぎるというところに私は
問題があると思うのですが、その辺の御見解を少
し承りたいのです。

○高木(文)政府委員 最初に御指摘になりました
幾つかの点の中で、免税点の手直しということ
は本来独立に行なわなければならないかという
ことがありましたが、その点については、私ども
は率直に申し上げて二つの考え方があり得ると
思っております。

今回の場合には、自動車の物品税の改正とい
うのは非常に特殊な事情でございます。本来物品
税体系の手直しというのとは全く違ふ事情から起
こつておるということから考えますならば、その
ことと物品税の根本的なものも改訂とは本来
別個のものとして考えるべきであるというふう
に考えるのが一つの考え方ではないかと思つて
います。

それに対して、自動車の物品税を直すとい
うことにはどのような事情があるにせよ、物品税の中
で自動車のウェイトが非常に高いだけに、いづれ
にしてもそれについて若干の手直しをするのであ
れば当然他の物品税について何らかの配慮をすべ
きであり、そのうち、できるものは早くやったら
どうだということのも一つの考え方であらうかと思
つておるわけです。

私どもは必ずしもどちらが正しい、どちらが間
違いだということはないかと言えないと思つて
ございませぬが、この問題とは別に、物品税自体
で四十一年以来改正してないというところがある
わけでございますから、いづれにいたしまして
も早い機会に全面的に政令事項だけでなく法律
事項についても直すということに最大の努力を
いたしたいと思つておるわけで、それとの関連に
おいて当面政令で可能なものであり、しかも片一
方において自動車の税率の引き下げということが
行なわれて、物品税全体の中でアンバランスの事
態を生ずるということであれば、年度の途中では

ございませぬけれども、政令をもって免税点を直す
ということもまたやむを得ないのではないかと
いふふうに判断しておるわけでございます。

それから第二に、公害その他との関係、または
大型の車が国内で走り回るといふのは好ましくな
いということとの関連から、アメリカの自動車に
ついて物品税の税率を下げるのはいかがかとい
うことについてお触れになりましたが、その点につ
きましては、私は公害との関係は率直に申し上げ
ていまいよくわかりませぬ。よくわかりませんが、問
題は、現在の物品税体系の中で規格物品の形を
とつておるものがあまりたくさんないわけであり
まして、モーターボートであるとか冷蔵庫である
とかテレビであるとか、それにこの自動車と、四
種類のものだけが規格によつて税率を変えてい
るわけでございます。物品税、御存じのように六十
品目もございませぬが、規格によつて税率を変えて
いるのは四品目だけでございます。その規格に
よつて税率を変えている結果、たまたま、これは
何もそういふことを全く意図したわけではござ
いませぬ、戦前からあつた体系でございまして、意
図したものでないにかかわらず、結果的には日本
でつくられます車とアメリカでつくられます車と
の間で税率に差が出てくるということのほかに、
ヨーロッパから入つてまいります車とアメリカか
ら入つてまいります車との間に差が出てきた。ま
あ一番の問題は、フォルクスワーゲンについては
低い税率でございますので、そういうこととの関
係上アメリカサイドが数年前からかなりナーバス
になっておつたわけでございます。そこへもつて
まいりまして、昨日でございましたが、当委員会
において通産省のほうから詳細に答弁がありまし
たとおり、最近に至りまして急激に日本の対米輸
出がふえましたこととの関連上、日米間の自動車
業界において先鋭な関係になつてきたわけであり
ます。そうなりますと、日本といたしましては、さ
らに日本の自動車の輸出が制限を受ける等々のこ
とが起ることは好ましくないといふふうに考え
られます。

それからまた、ここで自動車の物品税をかりに
下げました場合に、このような道路事情でありま
すならば、そんな大きな車がどんどん入つてくる
ということは実際問題としてはあり得ないこと
もございませぬので、これが税率の差異、規格に
よつて税率を異にするという仕組みがいたずらに
対外的に神経を刺激し過ぎるという結果になるの
は好ましくないからということ、かねがねの問題
でもありましたところから調整に際すること
にたつてございまして、むしろ具体的にこれに
よつてアメリカ側の車が大量に入るのであらう、あ
るいは入りやすくなるであらうという事態は実
はあまり予想されませぬので、それよりはどちらか
といひますと、非常に神経を刺激するような条
項を排除するという趣旨であるということをし
添えておきたいと思つておるわけです。

第三番目に、直間比率についての御指摘ござ
います。直間比率がアンバランスになつてきてお
るのはいづれいふわけかということでございます
が、これはまさに御指摘のように、直接税は所得
弾性値が非常に大きいから伸びが大きい。間接税
も決してひどく伸びが落ちてはいるわけではござ
いませぬ。落ちてはいるわけではございませぬが、直
接税の伸びが大きいから間接税の伸びが目立たな
くなつておるということでございますけれども、
しかしそこはやはり経済の成長の姿によりまし
て、直接税の伸びが大きくなつたりそれほどの
伸びが目立たなくなつたりすることは、経済
の成長率等によつて影響されるところが非常に多
いと思つておる。多いと思つておるが、しかし、理由
はそうでありませぬ、結果として生じてまいり
ますところの直接税と間接税のバランスはだん
だん欠けてまいります。ということはやはり問題で
あらうと思つておるわけでございます。伝統的に
直接税の国であるといわれておりますアメリカに
おきましては最近ではだいたい問題であるとい
ふことで、むしろ場合によりまして間接税に再び注
目を払うべきであるといふような意見が、アメリカ
の学者の間においても、アメリカ自体の税制の間

四

四

四

四

題としても議論されるに至っているわけでございます。

そこで、御指摘の、なぜ間接税の伸びが落ちるかという点についての、まあこまかく言えませんが、いろいろの問題があるかと思っておりますけれども、主たる理由は、弾性値の問題ではないか。その理由は、成長率が高かったから直接税の伸びが大きかったのではないかと御指摘については大筋においては阿部先生のおっしゃるとおりであると思っております。ただ、そうだからといって、それではまたこれは臨時的な現象だからしばらく様子を見てはどうかというわけにもいかないものであって、やはりここで見えてまいりますと、現在のままの間接税の体系では、いまのような成長率であれば、二十年ほどの勢いでは直間比率は大きく開いていかないと考えます。成長率が今日ほどでないといえればそんなに開かないとは思いますが、やはり徐々に開きが出てくるということは否定できないと思っております。

○阿部(助)委員 いろいろとお話ありましたけれども、そう言われると私も一言言わねばならぬのです。アメリカと日本の貿易のアンバランスの問題、またヨーロッパへことしの一月から四月までの輸出の伸び、これは品物によりましておと、ヨーロッパへは二、三倍の伸びを示しておるといふのは異常なことです。この異常さはどこからくるのかということですね。これは税の問題とは多少離れるようですけれども、経済の問題として私は大蔵当局にもっと真剣に考えてもらわねばいかぬ問題だと思っております。

たとえば租税特別措置の問題とか、そういう問題を考へてもらわないと、五％、六％でまだ不況だなんていつておるのは日本だけでしょう。あの十九世紀のイギリスで、当時世界の工場といわれ七つの海を支配したイギリスの当時の伸びが、わずか三％ですよ。六〇年代というのは、資本主義国全体でこれはいへんな成長の年代だ、こういわれておる。その成長の年代の中で、しかも六〇年代で奇跡的な経済の伸びを示したなんという西

ドイツで四・七％でしょう。イギリスが二・何％にすぎない。ところが日本は一〇・五％というめちゃくちゃな経済成長の速度をもつてやってきた。それが環境庁長官がストックホルムですか、あそこで、経済成長をいことだと思つてやってきたけれども、どうも考へてみると公害だ、物価だということ考へ直さざるを得ないのだ。後進国の皆さん、日本のこの前車の轍を踏まないようにしてくれみたいな趣旨の告白をせざるを得なかつた。そして日本は不況だ不況だといつて、皆さん経済浮揚策だなんといつておるいまだつて、また五・何％という高い伸び率をしておるので、それに拍車をかけておるとおるところに問題がある。一番問題は社会保障の貧弱と労働賃金の安さじゃないのですか、日本の貿易の伸びるのは、だから税率を、こんなことをやってみたらと

いってアメリカと日本の貿易のバランスがとれるものじゃない。自動車で、あなた行つてごらん下さい、アメリカのゼネラルモーターズが売る値段の中に占める労働賃金、人件費というのは、これはたしか二五・四％である。トヨタ自動車は六・一％ですよ。日本の自動車、日産が少し高くて七％程度です。自動車一台の中で人件費がわずかに六・一％の日本の自動車、アメリカのゼネラルモーターズが二五・四％という異常なこの格差、問題は日本の労働賃金の低さというものが日本の円が強いとか輸出が伸びるといふ問題なんです。

結局問題は国内の問題なんです。その問題の解明を解決しようという努力をしないで、今度の円対策またしかりであります。たまたまドルをどうやって減らすかということであつて、つまり一番大もとをひとつもいじらぬとしない。しかも国内ではいまの農業、ごらんのように米価の据え置きだなんかで出かせぎをしなれば食つていけないようにしてしまふ。お年寄りももう生活ができな。恩給をもらつてみたつて、厚生年金ももらつてみたつて、四、五年たつてばこれは生活費には不足をするというようになめちゃくちゃな搾取、収奪をやりながら大資本だけが設備投資をしてGNP

を上げていこうというこの政策自体を直さないで、大型自動車の税率をどうこうするなんということは、ほんとうに枝葉末節のことであつて、こんな問題が日米間の問題あるいは国際的な対ヨーロッパの問題、これが解決されるはずがないと思つたのです。

特にいまの、局長もある程度正直におっしゃつておりますから私はあまりしたくないのでありませうけれども、やはり外国からいわれて日本の税制、税率をいじくるなんというのは大きな間違いである。私はそれは別個に独自に、乗用車の物品税法が成立したらこれをやるのじゃなしに、やるべきことはやつておいて、それはアメリカ側との話し合いの問題は話し合いの問題としてこへ提案されるのが当然なんであつて、乗用車の成立後年度内適当な時期に実施するなんといふこの何々後なんといふことは、私はこれは別個に考へてしかるべきじゃないかということ、これが一点。

もう一つは税負担の公平という点があくまで税の場合にはこれは大原則であります。担税力というものを考慮し、税がいかに公平で行なわれるかという観点をはずしてもらつてこれをやることに、はやはり今後大きな禍根を残さうと思つたのであります。私、間接税の問題は非常にむずかしいと思つたのであります。一体どこまでが奢侈品であるとか、生活の態様が変わつてくるに從つてある程度の条件は変わつてくると思つたのであります。そういう点で皆さんがこの間接税の問題をやられるときにいろいろと苦勞なさるといふことは十分わかるのであります。だけれども、税を取る場合にできるだけ考へなければいかぬのはやはり公平の原則というものを、これを十分に踏まえてやつていただかないといかぬと思つたのであります。それを一つ要望して次に移ります。

第二番目に、皆さんのこの文章で見ますと、「間接税のウェイトを維持していくためには、消費の高級化、多様化、大量化に支えられる物品税の伸びに多くを期待せざるを得ない」といふこの項

目があるわけですが、これはどうなんですか。先ほどお話ありましたように、直間比率の差というものは、高度成長して直接税の重視——重視ということばが非常に耳ざわりかもしれませんけれども、私は重視というところが問題だと思つたのであります。物価の上昇、貨幣価値の低落等を勘案すれば重視だろつと思つたのです。そういうところ直間比率がどうなんふくらんでいくから直間比率が差がついてくる、こういうことなんです。それを現状のまま比率を維持しようとするれば間接税をさらに強めていく以外これは道がない。直接税はどうしてもと大きくなくて、弾性値が高い、こつおっしゃる。そのとおりであります。そうすれば、だんだんこの比率は比率として下がっていくと思つたのです。その比率を維持しようとするれば間接税の大幅な拡大をしていく以外に道がないのではないかと。一体この間接税をどこまで広げるつもりなのか。まあいまままで取つていないセパレート型ルームクーラーだとかミニージャクテップであるとかいふのは新しく取るというものは、これまたある程度バランスの上から必要だろつと思つたのですが、それにしてもこの直間比率の差をこれ以上広げないようにするというたら、これはたいへんな物品税の幅を広げざるを得ないと思つたのですが、一体どの程度にこれは広げていくつもりなのか、大まかでけつこうです。

○高木(文)政府委員 間接税と直接税の割合が、だんだん直接税のウェイトが高くなつてきた、これではいけないので、何か間接税のウェイトを高めていこうという場合に、どの程度間接税のウェイトを高めていこうと考へるかということについては、四十六年八月の長期税制の答申でそういう御答申がありました際に、その御答申に参加された学者をはじめとする専門家の方々の間でも、必ずしも皆さんのお持ちになつておる感覚は一致してゐるとはいえないと思つたのであります。決して間接税のウェイトをうんと高めて直接税のウェイトを下げていくというふうにする方が考へられてゐるとはいえないのであります。ただ十

年間に大体四五%ぐらいから三五%ぐらいまで、毎年一%ぐらいずつ間接税のウェイトが下がって来た、かなり早いスピードで間接税のウェイトが下がったというこの傾向値、これには皆さん問題があるということについて意見の一致があったと思います。ですから、これ以上間接税のウェイトが下がってはくあいが悪いのだという事について、お集まりいただいた、審議に参画された委員さんの間の考え方は大体感覚が合っているのではないかと思います。

ただそれ以上、さらに直接税のウェイトを下げ、間接税のウェイトを上げるほどに間接税を重視すべきかどうかというほどに考えられる方もあり、いやそれほどには考えられないんだという方もあり、そこはまだいろいろであって、皆さんの御意見は一致していないと思います。私も、よって税制調査会の専門家の御意見がそういうこととございますから、間接税のウェイトが下がってきている事実そのものには非常に問題があると思いますが、さて、じゃどの程度に間接税のウェイトがあげばいいんだという事とはなかなか結論が出にくい。私も自身もまだどういふ考え方だという見解を持っておられないわけでございます。全体はそういうこととございます。

そこで、次に間接税の中で、間接税のウェイトが下がらないようにするために、物品税にどの程度の役割りを求めるべきかということになります。これまで必ずしも明確でないわけでございます。今回、ただいま御指摘のこの「物品税の改正問題について」という、このペーパーで問題にしております点は、非常に基本的には、ここに書いてありますように、間接税のウェイトがどんどん下がるからという事を頭に置きまして、物品税がたいへん重要な問題でございますという事を、指摘してはあげておりますが、それは間接税のウェイトを維持するために、全部を物品税に期待するという事ではないわけでございます。まして、物品税がどんどん下がっていったら、困りますという事を申し上げているだけでございませ

す。

ちなみに、物品税は昭和十二年に創設されました。戦時中だんだん補強されてまいりましたが、戦後はどちらかといいますと、むしろ軽減する方向で歩んできたわけでございます。品目も減らしますし、税率も下げますし、免税点も上げますという事で、この二十年間、いわば下げる方向、制度には軽くする方向に進んできたわけでございますが、少なくとも、その点については少し考へべき時期がきているのではないかと、私どもも考へております。

いま、たとえば例示としてここにあげられておりますようないろいろな品目を、かりに新たに課税物品として取り入れますといたしても、それによって、にわか物品税の税率が、たとえば何千倍というような台で、税率が確保されるという性質のものではないわけでございます。よって、物品税のウェイトが増強が行なわれ、それによって、間接税のウェイトが維持されるということに直接につながるような大きなものを考へておるわけではないわけでございます。ただ、むしろ、ここで問題にしておりますのは、そこでもちよつと触れておきますように、現在課税されている物品と課税されていない物品との間にたいへんアンバランスが生じておることで、むしろそのアンバランスを是正するということが、むしろ第一にやるべきであるというものが主眼でございます。前のほうに書いてあります点は、どちらかと申しますと、このバックグラウンドと申しますか、そういう意味で触れておるわけでありまして、第一のこの面から、つまり間接税のウェイトが下がったということから、物品税を非常に大幅に増強しよう、そこに大きな増収を期待しようという考へは持っておりません。

○阿部(助)委員 その点はわかりましたが、そうしますと、いまの御答弁の方向からまいりますと、いまままで行なってきた物品税の体系と申しますか、それは個別消費税、生活必需品には課税をしない、特に免税点の問題とか食料品の非課税と

いうたてまえ、そして担税能力に応じた差等税率というような原則的なものは今後もこれができるだけ守っていくという考へのように受け取ったのでありますが、それでよろしゅうございませうか。

○高木(文)政府委員 物品税の領域に関する限りはおっしゃるとおりでございます。問題は物品税の別な個別消費税か一般消費税かという問題はまた別な問題としてございませう。その問題はございませうけれども、物品税のいわばフィールドに関する限りはただいまおっしゃるとおりでございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、念を押すようでありませうが、奢侈品には重く、生活必需品には非課税というたてまえは今後も存続していく方針だということと理解していいんですか。

○高木(文)政府委員 物品税に関する限りにおきましては、生活必需品については全く課税ということ考へる余地がないと思ひます。ただ奢侈品についての課税の問題につきましては、従来は税率でたてまえは四割というものが最高税率である。小売でなしに蔵出しの物品税で四割というものがあるわけでありまして、これが今回の自動車もそうでございます。その他のモーターボート等若干の事例があるわけでございますが、税率の格差ということが、税のいわば理論的な根拠に基づきます物品税の姿としては奢侈品的ウェイトの高さというものについては税率が高いということが本来あるべき姿でございますけれども、しかし、消費の多様化ということに関連をいたしまして、何が奢侈品であるかということについての判定は非常にむずかしくなってきたわけでございます。物品税がたてまえは自動車一つとりまして、いまは非常に多くの方が自家用車を持っておられるという時代でございます。自動車を持っておられるというところが、そんなにぜいたくだという時期ではだんだんなくなってきたという事で御理解いただきますように、何が奢侈品であるかということの判定は、だんだんむずかしくなってくるというこ

とでございますので、そういう傾向からいたしますと、方向といたしましては、五%から四割までの六段階税率になっておりますのは、若干税率間差は小さくしていくべきではないかと、つまり高い税率のものを少し下げるべき時期に来ているのではないかと、いろいろ考へております。

○阿部(助)委員 個別消費税の場合には、大体一致したわけでありませうけれども、問題は一般消費税と申しますか、ここでも4というところを書いてあるのですが、「一般消費税導入の可否が論議されているが、云々」ということで、結局「今後の消費の動向に対処しきれない」という問題意識がその背景の一つになっている「こういふように出ているのですが、これからまいりますと、課税対象の拡大、これは単段階増引高税というか、そういう形で結局は付加価値税の導入を意図されておるんではないかと私はこれを読んだわけでありませう。税調答申なんかも何か低税率で課税物件の拡大、こういうふうについてまいりますと、税調も大体皆さんの原案に沿って、皆さんのレベルの上を走っておるんだらうと思ひのでありますけれども、この文章あるいは税調の最近の答申の内容等から見ると結局上げていくという事は、いわゆる付加価値税に近づいていくというふうには私に推測をするわけでありませうけれども、その点はいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 間接税というのは日本ではなじみが少ないわけでございますが、最近私もヨーロッパにおきます間接税の歴史等を調べてみますと、現在付加価値税のような体系が一般化したしておりますが、これは一朝一夕にでき上がったものではなくて、非常に長い歴史を経て、いわばあそこなだりついたような感じのものでございます。あそこなだりつくまでの間接税についての税制の歴史を見ますと、やはりいろいろな経験を経た上で次第にそこへたどりついていったという事でございまして、そういう意味から申しますと、私もやはり間接税を無視できない、直接税だけではどうにもならぬということをし

前提に考えますという、日本の税制の場合にも、先行き非常に長い方向の問題としては、御指摘のように、付加価値税のほうに結局近づいていくという一つの道行きがあるかと思ひます。それは意図的にそうするとかしないとかということをして、どうもある物品には課税になる、ある物品には課税にならない。そうすると、どうしても経済活動はいろいろ知恵を働かして、課税にならないふうをする。そうすると不公平が生じてくる。課税にならないものがあつては、悪いからということで、それを何らかの形で穴埋めをしなければならぬということ、だんだん穴埋めがされていく。そういう過程を通じてやはり一般化していくというのが、どうも間接税の歴史のようでございます。

現行物品税も、たいへんお恥かしいわけでございますが、いろいろな意味でアンバランスが生じております。この物品には課税になりながら、この物品には課税にならないのはなぜかということについて、いろいろ各方面から指摘を受けますと、率直に申し上げて、十分に説明できない部分もありまして、現に、課税のアンバランスも出てまいります。そこで、それではならぬ、この不公平が生じてどうにもやまいが悪いということ、それを埋め合わせようといはしますと、それによつて個別に、指定していく個別消費税形式は、どうもやまいが悪くて、次第に一般消費税形式にならざるを得ないような道行きにあるのではなからうかというふうに感じておるわけでございます。また、物品税は品物にだけかかりますが、サービスというものについては課税にならぬ。ところが、消費の態様としては、物を買ふということよりは、どちらかというサービスを求めるというところに消費の態様に移りつづつあるということ、これを考へてまいりますと、なかなかこの物品税というものについてはうまくいかなくて、一種の一般消費税的なものだんだん歩んでいかざるを得ない状況になつてゐるのではないかと、このように思ひます。税制調査会の答申にも多分にそう

いうことが書かれておりますが、その審議の過程におきましても、決して何か意図的にそうだとかこうしたいということでもなしに、どうも間接税の宿命といたしまして、そういう方向に向いていくのではあるまいかということ、だんだん委員さんの間であらう答申になつていったと思ひのようでございます。

ただ、付加価値税ということになりますと、これもまた非常に間接税の中でも最も進歩的といひます、新しいといひます、そういうものでございまして、これはまた別の問題でございまして、個別消費税との対比において一般消費税というものは、やはり個別消費税の次に来るべきものではないかと私も考へております。

○阿部(助)委員　そうしますと、いつごろ——水田さんは、付加価値税といひますか、一般消費税にたいへん熱心なようでありまして、また、皆さん方のほうもいろいろとその作業を進めておるやに聞いておるわけでありまして、新聞で報ぜられるところによると、四十八年にはやりたいみたいない記事も載つておるわけでありまして、そうすると、いま局長が、その方向にあるという程度の段階ではないのかあるいは何とのかわわかりませんけれども、付加価値税と見られる、あるいは私が申し上げたように、ずつとワクを広げて、単段階取引高税というよりな形で、実質は付加価値税というものに移行する準備は相当進んでおるやに私には聞いておるわけでありまして、しかし、この問題は、いま局長おっしゃつたように、税の歴史もあつてあります。同時に、社会全体の歴史もこれはあるわけでありまして、フランス等においては、これは人民戦線内閣で当初始めたという話をこの前お伺いしましたけれども、人民戦線内閣でこの付加価値税の当初の案をやられるということには、これはそれなりの大きな意義があると思ひのであります。おそらくは人民戦線内閣は、これによつて国民の社会保障であるとか重大な生活問題の解決にこれを使うんだということが明示されて、そうし

て国民の合意が得られたんだろうと思ひのであります。問題は、取ることだけが問題ではなしに、使うことに問題があると、フランスから来た主税局長か次長か忘れましてたけれども、彼はそう言つたけれども、私もその点はそうだと思ひのであります。問題は、取られるということと同時に、それによつて受ける恩恵、社会保障であるとかそういう問題があると思ひのであります。

ところが、いま日本の現状を見ますと、先ほど来私が申し上げたように、異常な高度成長、設備投資にこれを振り向けていく。そうして私たちがから言わしめるならば、四次防であるとか、行く行くは五次防なんということになつてきたら、いろいろな人の計算によると、五次防はおそらく十兆億円以上をこれは必要とするのではなからうか、こういう話もある。そういう形で、社会保障、公害問題、物価問題というものを置き去りにしながら、大資本の高度成長、高度成長といひのは、これは利潤の高度成長なんです、利潤の高度成長だけにいま突つ走つておる日本の政治情勢の中で、この付加価値税に移行することには、これはわれわれはやはり大きな問題があるわけでありまして、そういう点で私は、道行きはそうだと、この局長はおっしゃるけれども、その道行きはごく短い、目の前にその付加価値税の問題が来ておるのではないだらうかという推測をしておるわけですが、そこはもう少し正直に御答弁を願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員　最近、フランスにおきましては、フランスは付加価値税の歴史は長いわけでございますが、付加価値税が非常に拡充をされて、小売り段階まで広がつていった場合、それからイギリスにおきまして付加価値税を導入するということになつていろいろ議論がされております。その契機といふものは、やはりECにおいて税制を統一する必要があるということが非常に大きな契機になつておるようでございます。アメリカにおいて最近、アメリカのような直接税中心主義においてさえ、この付加価値税がたいへん論議

されておりますが、その論議されております理由としては、やはりたゞいま御指摘のように、大きな財政需要といふことがあるからこゝを議論されておるわけでありまして、決して何ら必要がなくなつてそういう税といふものが議論されるはずがないし、あつてはならないと信するわけでございます。

私も、税の担当者といはしましては、やはりこの付加価値税といふのは、率直に申しまして、あまり気が進まない。なぜかといひますと、たいへんめんどうなことでございまして、なかなかそう簡単にはやつてはならぬことであり、大ぜいの税務の担当者、税務署の者も含めまして税務の担当者、それから納税者のお立場等を考へますと、そう簡単にはやつてはならないし、また、やつてもならぬことだと思つております。ただ、問題は、ですからむしろ、税の分野から離れて、税の分野以外の分野で、社会保障とおっしゃいましたが、あるいは社会福祉なりそういうものを含めて、そういう財政需要を求めるとか、そのための負担としての何かほかの方法がないかどうか、そうして付加価値税のような制度を導入して、なおかつそういう福祉制度を早いスピードで進める必要があるかどうかということ、国民のコンセンサスがあつて初めての問題であらうかと思つております。

そこで、そういうふうになりますかという時期にそれが具体的に問題になるかということであれば、そういうことでございまして、現在、かりにそういうものを導入するということになつたといはしても、現在の私どものやつております準備の程度では、まだちょっといろいろこまかい点がかつておりませんし、いろいろ準備が必要でございまして、とてもこれは付加価値税につきまして四十八年度とかなんとかいわれても、これは準備その他の都合上ほとんど不可能なことというふうに考へております。

○阿部(助)委員　私は、間接税の増徴を行なう場合に、やはり幾つかの条件が必要だと思ひのであ

ります。それは何といつても逆進性を強めるものでありますから、富が大体平均化するとか、中産階級が大体多数を占めて、あまり貧富の差がないというのが一つの条件だろうと思つてあります。もう一つは、私はやはり物価の安定というものがなきゃいかぬ。そうして高い福祉計画というものがあつて初めてある程度国民の合意が得られる、こう思つてあります。いま財源不足ということだけでまいりますれば、私たちがかねてから主張しておりますように、やはり租税特別措置などという特殊な、大企業に対する蓄積を進める税制をまず撤回することだと思つてあります。

ことにこの前から私は強く指摘しておりますけれども、輸出のいまのような状態の中で、まだ輸出振興の税制を、特別措置を残しておる。これを残しておきながら、円対策などというものを幾ら掲げてみたからといつても、国内はもちろん、国際的な了解を得るなどということも、私はどうい

でできる相談ではないと思つてあります。本来ならば昨年の円対策八項目で皆さんが示したように、政府が決定したように、割り増し償却だけではなしに、いろいろとあるところの輸出振興の特別措置ぐらひは、これは勇断をもって廃止していくというかまゝがあつて、初めていろいろな施策の合意が得られると思つてあります。そういう点で、まず私はこの条件を整える前に、整えることなしに間接税の増徴というものを、特に付加価値税の導入というものに対しては、私たちは強い関心と反対の立場をとらざるを得ない、こう思つてあります。いまのお話ではその急にはやらないということでありまして、私もいまの日本の現状の中ではこれはやるべきでないし、やれないのではないかと。今度のままで間接税を強めていく、付加価値税をとっていくということには私は大きな問題があると思つてあります。結局とどのつまりは軍事費の財源になつていったり、貿易戦争をさらに進めて、そうして経済はますます高度成長を続けていく。そのあたりはいまの公害だ、物価高だ、そしてその行き着く先は、やは

り帝国主義の道を進む以外に道がないと思つてあります。そういう点で私はこの間接税の問題は、いろいろと書いてありますけれども、この全体を流れるものはやはり付加価値税に向かつての地ならし、それが今度の免税点の一括一〇〇の引き上げなどということには私はなるのではないかと。私は引き上げるのはいにしへでも、これがどれだけ物価に影響するかというの疑問でありますし、一律ということにやはり疑問を持つてあります。私はできるだけの点で再検討をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○齋藤委員長 次回は、来たる十五日木曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案

貸金業者の自主規制の助長に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 庶民金融業協会(第三条―第十一条)
- 第三章 全国庶民金融業協会連合会(第十二条)
- 第四章 庶民金融業者の名称の使用等(第十三条・第十四条)
- 第五章 雑則(第十五条・第十六条)
- 第六章 罰則(第十七条―第二十三条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、貸金業を行なう者の自主規制を助長するため、貸金業を行なう者の団体及び庶民金融業者の名称の使用について必要な事項を定め、もつて貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

(昭和二十九年法律第九十五号)第七条第一項に規定する貸金業(同法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む)をいう

第二章 庶民金融業協会

(庶民金融業協会)

第三条 貸金業を行なう者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に主たる営業所又は事務所を有する貸金業を行なう者を会員とし、会員たる貸金業を行なう者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、庶民金融業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 庶民金融業協会は、都道府県ごとに一個とする。

3 庶民金融業協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 会員の行なう貸金業に関し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務
- 二 会員の行なう貸金業に関し、過大な担保の要求その他資金需要者たる顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、会員の行なう貸金業に関し、その適正な運営を図るため必要な業務

(法令の遵守等)

第四条 庶民金融業協会の会員は、貸金業を行なうについて、貸金業に係る法令を遵守するとともに、資金需要者たる顧客に対し法令で定める金利以下の金利により資金を提供し、業務を適正に運営するように努めなければならない。

(会員の欠格事由等)

第五条 次の各号の一に該当する者は、庶民金融業協会の会員となることができない。

- 一 破産者であつて復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
- 三 第十三条第二項又は出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
- 四 次条第二号の規定により庶民金融業協会を退会させられた者であつて、その退会させられた日から二年を経過しないもの
- 五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 六 法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、その役員又は代表者若しくは管理人のうちに第一号から第四号までの一に該当する者があるもの
- 七 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしていない者

2 庶民金融業協会は、貸金業を行なう者が、貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をした者であつて、庶民金融業者の名称を使用するのに適しないものであるときは、その者を入会させてはならない。

(退会)

第六条 庶民金融業協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員を退会させなければならない。

- 一 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の一に該当するに至つたとき
- 二 貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をしたとき

(内部機関)

第七条 庶民金融業協会は、定款で定めるところにより、会員の入会及び退会について審査を行なう機関並びに会員の貸金業に係る行為についての苦情の処理に関する事項をつかさどる機関を設けるものとする。

(会員の名簿の閲覧)
第八条 庶民金融業協会は、会員たる貸金業を行なう者の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び資料の提出の要求)
第九条 都道府県知事は、庶民金融業協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、庶民金融業協会に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導、助言又は勧告)
第十条 都道府県知事は、庶民金融業協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、庶民金融業協会に対して、指導、助言又は勧告をすることができる。

(監督命令)
第十一条 都道府県知事は、庶民金融業協会の運営がこの法律の目的に適合していないと認めるときは、庶民金融業協会に対して、監督上必要な命令をすることができる。

第三章 全国庶民金融業協会連合会
第十二条 庶民金融業協会は、全国を単位として、庶民金融業協会を会員とする全国庶民金融業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

第十四条 都道府県知事は、貸金業を行なう者が前条第二項の規定に違反して罰金の刑に処せられた後において同項の規定に違反した場合においては、当該貸金業を行なう者に対し、六月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

第十五条 庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会でない者は、庶民金融業協会若しくは全国庶民金融業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。
(主務官庁)
第十六条 民法第三十四条、第三十八条第二項、第五十九条第三号、第六十七条、第七十一条、第七十二条第二項、第七十七条及び第八十三条に規定する主務官庁は、庶民金融業協会については都道府県知事とし、全国庶民金融業協会連合会については大蔵大臣とする。

第六章 罰則
第十七条 第十四条の規定による業務の停止の命令に違反して貸金業を行なつた者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第十八条 第十三条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。
第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十条 第九条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員、代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。
第二十一条 正当な理由がないのに第八条の名簿の閲覧を拒んだ場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員、代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の過料に処する。
第二十二条 第十一条の規定による都道府県知事の命令に違反した場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員を三万円以下の過料に処する。
第二十三条 第十五条の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。
(庶民金融業者の名称の使用制限に関する経過措置)
二 この法律の施行の際現に貸金業を行なうに用いて庶民金融業者の名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(団体の名称の使用制限に関する経過措置)
三 この法律の施行の際現に庶民金融業協会若しくは全国庶民金融業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用している者については、第十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

理由
最近における貸金業の実態にかんがみ、貸金業を行なう者の自主規制を助長するため、貸金業を行なう者の団体及び庶民金融業者の名称の使用について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員会議録第一号中正誤
ページ 段行 誤 正
五 三末三 国税 誤 国税庁 正

大蔵委員会議録第三十七号
昭和四十七年六月九日

第一類第五号
昭和四十七年六月九日

ページ 段行 誤 正
四 二 元 関稅改革と、 関稅改革とい
七 四 九 りません、 りません
三 三 末 奥田委員長 奥田委員
五 三 一 四十六年度 四十六年度
六 二 末二 価額 物価
三 三 〇 ございまして、 ございまして、
三 三 〇 やっぱり やっぱり

昭和四十七年六月十九日印刷

昭和四十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X